

中国意匠類否判断

-侵害訴訟における類否判断を中心に







中国意匠概要



意匠類否判断



事務所の紹介



中国意匠概要





> 初歩審査制度

初歩審査の範囲

出願書類の形式的要件明らかな実質的な欠陥

その他必要書類 費用納付

審査内容の追加

専利法第23条第2項の規定に合致しないかどうかについて審査する (従来の設計又は従来の設計の特徴の組合せと比べて、明らかな区別を有する)

審査方法の規定

一般的には、審査官はその知り得た従来の設計と意匠出願で保護を求める設計を単独で比較することによって、意匠出願が明らかに専利法第23条第2項の規定に合致しないかどうかを審査することができる。

中国意匠概要・制度概要及び最新動向



> 保護期間

出願日より15年

> 遅延審査制度

遅延期間は月単位で計算し、最長遅延期間は遅延審査請求を提出して効力が 生じた日から起算しての36ヶ月間。遅延期間満了前に、出願人は遅延審査請 求を撤回することができる。(審査指南改正意見募集稿)

▶ 部分意匠

部分意匠の名称:製品名称+部分名称(審査指南改正意見募集稿)

> 類似意匠

複数の類似意匠(互いに似ている意匠)を、1件として出願することができる。ただし、1件の類似意匠の数は、10を超えてはならない。

中国意匠概要・意匠関連データ



- 2020年意匠出願件数:770362件(14.8%)
- 2020年意匠無効審判請求件数:1695件(38.3%) ※1
- ▶ 2020年意匠権侵害民事訴訟件数:13012件 ※2
- 2019年意匠専利権評価報告請求件数:2.1万件

※1:民間統計データ

※2:中国裁判文書網にて民事案件and 意匠権侵害紛争の条件で調査した結果



意匠類否判断

意匠類否判断·保護範囲確定



意匠権の保護範囲

- 図面又は写真に示される当該製品の外観設計を基準とする
- ▶ 簡単な説明は、図面又は写真に示される当該製品の外観設計 の解釈に用いることができる

簡単な説明に記載の内容

- ▶ 意匠に係る製品の名称
- ▶ 意匠に係る製品の用途
- 意匠の設計要点
- ▶ 設計要点が最も明瞭に示されている図面或いは写真を指定する
- ▶ 正投影図の省略の説明
- ▶ 色彩の保護を求める旨の説明
- ▶ 類似意匠出願における基本意匠の指定



使用状態参考図の位置づけについて

観点1: 主に意匠に係る製品の使用方法、使用場所、目的などを示す ものであり、意匠権の保護範囲を限定するものではない。



観点2: 専利法の規定は図面又は写真を区別していない。立法の本来の 意図によれば、すべての図面または写真は、意匠権の保護範囲 に限定的な作用を有する

意匠類否判断·保護範囲確定



使用状態参考図の位置づけについて

案件分野: 意匠権侵害紛争

案件番号:最高人民法院(2018)最高法民再8号

判決要旨:

意匠の簡単な説明は、意匠権の保護範囲に解釈作用を有する。 使用状態を示す参考図が意匠権の保護範囲に与える影響を考慮しないと、簡単な説明に記載の内容と明らかに矛盾する場合、人民法院は、意匠権の保護範囲を確定する際に、使用状態を示す参考図を考慮するべき。

意匠類否判断·保護範囲確定



意匠権に係る製品の種類と同一又は類似する製品に限られる

製品の種類の同一又は類似を認定する際 意匠権に係わる物品の用途を基に行う

- □ 意匠の簡単な説明
- □ 意匠の国際分類表
- □製品の機能
- □ 製品の販売状況
- □ 製品の実際の利用状況



一般消費者

(1) 登録意匠の出願日前の同一種類又は類似種類の製品の外観 設計及びその一般的な設計手法に対して常識的な了解を有する。

(2) 外観設計製品同士の形状、模様及び色彩における区別に対して一定の判別能力を有するが、製品の形状、模様及び色彩の細かい変化に気が付かない。



▶ 単独比較

- 被疑侵害品と登録意匠とを、単独で比較する
- ※ 2つ以上の被疑侵害品の組み合わせを、登録意匠と比較する
- ※ 被疑侵害品を、意匠権を取得した製品と比較する

> 直接観察

- ◎ 観察は肉眼による視覚観察を基本とする
- ※ 拡大鏡や顕微鏡、化学分析などその他の工具や手段を用いて比較する
- ※ 視覚により直接に区別できない部分や要素を判断の根拠にする



> 全体観察 総合判断

両者の相違点は単に以下に挙げる状況に該当する場合 被疑侵害品と登録意匠は類似になる

- (1) 相違点は、一般的な注意を払う程度では感じられないほど局部上の軽微な 差異だけである。
- (2) 相違点は、使用する時に容易に見えない又は見えない部分にある。 ただし、容易に見えない部分での特定設計が一般消費者にとって目を引く ような視覚効果を生じさせることが証拠により示されている場合を除く。
- (3) 相違点は、ある設計要素全体を当該種類の製品の通常設計の相応した設計要素に置換しただけである。



> 全体観察 総合判断

両者の相違点は単に以下に挙げる状況に該当する場合 被疑侵害品と登録意匠は類似になる

- (4) 相違点は、意匠全体を設計ユニットとし、当該種類の製品の通常の 配列方式により配列を繰り返しているか、又は配列数に増減の変化 を施しただけである。
- (5) 相違点は、相互にミラー対称だけである。



- ▶ 主に技術的機能で決められるような設計特徴は、比較の際に 考慮されない。
- ▶ 全体の視覚効果に影響を与えないような製品の材料や内部構造などの特徴は、比較の際に考慮されない。
- ▶ 他の部分より製品の正常使用時に容易に直接観察できる部分は、意匠全体の視覚効果に対してより大きな影響を与える。



- ▶ 登録意匠の他の設計特徴より登録意匠の先行設計と区別される 設計特徴のほうは、意匠全体の視覚効果に対してより大きな影響を与える。
- ▶ 同一種類の製品においてのありふれた設計は、意匠全体の視覚 効果に対しての影響が弱い。



※ 「全体観察 総合判断」が徹底された事例

案件分野:ペン意匠権侵害紛争

案件番号:上海知識產権法院(2016) 沪73民初字第113号

判決要旨:

意匠の類否判断は、「全体的な観察と総合的な判断」という原則に従って行うべき。具体的な案件においては、被疑侵害品と登録意匠の共通点と相違点との両方を調査する必要がある。被疑侵害品と登録意匠の同一設計特徴と区別設計特徴とを考慮し、それらの全体的な視覚効果への影響をそれぞれ客観的に分析し、主観的な要素による影響を避けるべき。創造的な作業をせずに、単に登録意匠を基礎にして実質的な区別にならない設計要素、模様及び色彩を変更または追加することによって登録意匠を実施することは、意匠権侵害になる。



※ 「全体観察総合判断」が徹底された事例



同一設計特徴

ペン本体の形状 ペン本体の上部の形状 キャップの本体の形状 キャップの上部の形状 ペン本体に対するキャップの長さ ペン本体とキャップの接続方式 キャップから伸びるクリップの長さ など

&

これらの設計特徴は、登録意匠の全体的なデザインスタイルを決定する。



全体的なデザインスタイル及び主 な設計特徴において類似している



※ 「全体観察総合判断」が徹底された事例



区別設計特徴

- 1. クリップの内側の滑らかなデザイン
- 2. クリップの下端の円弧形状



全体的な視覚的効果への影響

- 1. ありふれたデザインであり、かつ一般消費者が観察しにくい部分
- 2.ペン全体乃至クリップの些細な局所的な違いにすぎない



※ 「全体観察 総合判断」が徹底された事例



区別設計特徴

3. クリップの外側にある 長方形の錐台突起



3. クリップ領域の大部分を占めるが、ペンの全体的な視覚効果に対するクリップの影響は、まずはその全体的な形状、サイズ、キャップとの接続方式、およびキャップから伸びる長さの比率などになる。これらの要素が同じである場合、クリップの外側の錐台突起は、ペン全体の全体的な視覚効果への影響は限定的である。



※ 「全体観察総合判断」が徹底された事例



区別設計特徵

4. ペン本体における凹線デザイン



全体的な視覚的効果への影響

4. ペン本体のペン先に近くの約3分の1に位置して、ペン本体を水平に巻き付けられ、面積が小さく、局部的な設計特徴に該当する。



設計空間(デザインスペース)が考慮される。

設計空間が比較的大きい場合、一般消費者の通常の注意力では設計間の微細な違いを容易には確認することができないと認定できる。

設計空間が比較的小さい場合、一般消費者の通常の注意力をもって設計間の微細な違いをより容易に確認することができると認定できる。

通常、設計空間は、以下の条件によって制限される

- (1) 製品またはその中の部品の技術的機能
- (2) 製品の通常の特徴を使用する必要性
- (3) 既存の設計の混雑度
- (4) 経済的要因 (コスト削減) 等



※ 設計空間(デザインスペース)が考慮された事例

案件分野:キャンピングカー意匠権侵害紛争

案件番号:天津市高級人民法院(2014)津高民三終字第0019号

判決要旨:

登録意匠に係る製品のデザインスペースは、一般消費者の知識水準と認知能力を認定する際の重要な参考要素である。製品の他の部分より、斬新な設計特徴を反映する部分は、一般消費者の注目を集める可能性が高い。これらの部分のデザインスペースが大きい場合、一般消費者は、被疑侵害品と登録意匠とのこれらの部分においての微細な違いに気づきにくい。これらの部分においての共通の設計特徴は、一般消費者の全体的な視覚効果に、より大きな影響を及ぼす。



※ 設計空間(デザインスペース)が考慮された事例

案件分野:キャンピングカー意匠権侵害紛争

案件番号:天津市高級人民法院(2014)津高民三終字第0019号



改造を実施したパーツは車両の上部、前 部、中央部、および後部



これらのパーツは、デザイナーの斬新な デザインアイデアと創造性のある知的労 働を反映する革新的な設計特徴を含む



設計空間 (デザインスペース) が 比較的大きい



事務所の紹介

事務所の紹介



職員メンバー

グループ沿革

1984	元国家農業部所属事務所	社員数	420	名
2002	北京路浩国際特許事務所として法人化	特許弁理士	156	名
2009	北京路浩法律事務所	訴訟弁理士	20	名
2011	路浩科技発展有限公司			•
2012	北京路浩資産評価有限公司	弁護士		名
2016	武漢支社	商標代理人	9	名
2018	広東仏山支社	技術マネージャー	8	名
	路浩グループ成立	資産評価師	11	名
2020	上海支社、広州支社	元特許審査官	10	名
2021	深セン支社、西安支社			

事務所の紹介



業務範囲

- 権利化サービス:発明発掘、出願、審判、鑑定、訴訟など
- コンサルティング:特許調査分析、譲渡交渉、契約交渉、知財評価など

使用言語

- 中国語、日本語、英語、韓国語
- 日常のメール、FAX、電話でのお問い合わせ、出願から権利行使までの全過程において日本語で対応できる

代理実績

- 特許出願:国内外依頼の特許出願案件数は年間6000件以上
- 商標出願:国内外依頼の商標代理案件数は年間4000件以上

日本語部

- 特許弁理士&特許技術者 20名、商標代理人 4名
- 事務担当5名







ご静聴 ありがとうございました!



電話 +86-10-6219-6988 (代表)

電話 +86-10-6211-3695 (日本語直通)

FAX +86-10-6219-8011

E-mail int@cnkip.com

住所 中国北京市豊台区万豊路68号

銀座和諧広場オフィスタワー20F